

<深夜の騒音の規制について>

深夜の騒音については、特定施設および特定建設作業の規制に加えて、山梨県生活環境の保全に関する条例において、次のとおり定められています。

○山梨県生活環境の保全に関する条例

第 45 条(深夜における騒音の禁止)

飲食店、娯楽場その他の営業で規則で定めるものを営む者は、当該営業を営む場所において、深夜(午後 11 時から翌日の午前 6 時までの時間をいう。)に規則で定める基準を超えて騒音を発生させることにより、周辺地域の生活環境を阻害してはならない。

○深夜における騒音の禁止に係る営業等

(山梨県生活環境保全に関する条例施行規則第 32 条)

- 1 飲食店営業
- 2 ボーリング場営業
- 3 ゴルフ練習場営業
- 4 ガソリンスタンド営業
- 5 映画館等興行場営業
- 6 材料置場における原木、鉄材等重量物の積込み又は積降しの作業を伴う営業

○深夜騒音に係る規制基準

(山梨県生活環境保全に関する条例施行規則別表第 8)

規制の区分	色分け	基準値
		23 : 00 ~ 6 : 00
第 1 種区域	緑色	40
第 2 種区域	黄色	45
第 3 種区域	赤色	50
第 4 種区域	青色	55

単位：デシベル

規制の区分は騒音の特定施設の規制地域と同一です。詳細は「1. 規制地域」の該当地域の PDF ファイルから確認できます。